

町職員の給与・ 町職員数のあらまし

町職員の給与は職務に応じた給料と、諸手当で構成されており、給料や手当の内容は、国や他の地方公共団体の給与を考慮し、町議会で議決された「別海町職員の給与に関する条例」によって決められています。また、職員の給与と地方公共団体負担分の共済費を合わせた経費を人件費といいます。

この内容を町民の皆さんにご理解いただくため、別海町職員の給与と職員数の状況についてお知らせします。

職員数

本町の職員数の状況は表1のとおりです。職員数は平成13年度の525人をピークに、令和3年は457人で68人減少となっていますが、平成26年度以降は若干の増加傾向にあります。これは看護師などの医療技術職や認定こども園の保育士、幼稚園教諭の増加によるものです。

今後5年間で47人の定年退職者が見込まれますが、退職者補充を基本としながら、行政運営に必要な職員数を維持するよう努めていきます。

町職員の定数は、条例で上限が定められており、表2のとおりです。

表1 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数 (人)				
		H29	H30	H31	R2	R3
福祉関係を除く	議会	3	3	3	3	3
	総務	54	54	56	56	56
	税務	10	10	10	11	11
	農水	33	33	31	31	31
	商工	7	7	7	7	7
	土木	29	29	30	29	29
	小計	136	136	137	137	137
福祉関係	民生	61	63	64	62	65
	衛生	21	21	21	21	22
	小計	82	84	85	83	87
一般行政計		218	220	222	220	224
特別行政	教育	58	59	60	60	59
公営企業等	病院	93	95	96	102	103
	水道	8	7	7	7	7
	下水道	4	4	4	4	5
	その他	56	59	57	58	59
	小計	161	165	164	171	174
総合計		437	444	446	451	457

※特別職と教育長は除きます。

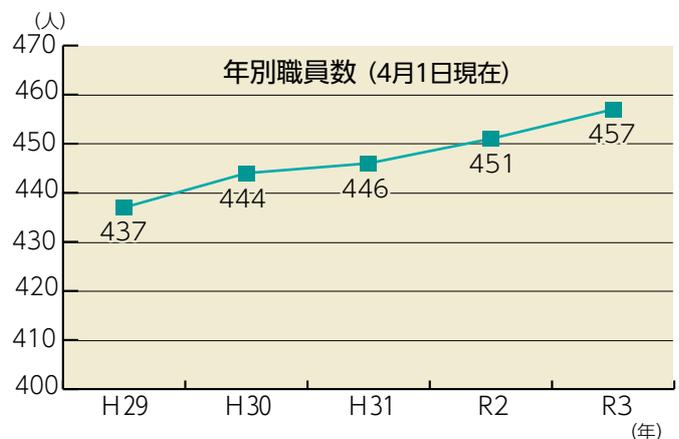


表2 職員定数の状況 (単位：人)

所属区分	平成7年 4月1日 施行	平成10年 1月1日 施行	平成19年 4月1日 施行
町長の事務部局	428	439	397
議会の事務局	3	3	3
選挙管理委員会の事務局	2	2	2
監査委員の事務局	2	2	2
教育委員会の事務部局	77	69	60
農業委員会の事務局	10	10	9
公営企業関係	20	17	12
合計	542	542	485

※最終改正は平成19年施行です。
※特別職と教育長は除きます。

職員の人件費

令和2年度の人件費は表3のとおりです。一般会計で令和元年度2,370,358千円に対し、令和2年度2,492,520千円と122,162千円増加しています。主な要因として、令和2年度から会計年度任用職員制度へ移行したことがあげられます。

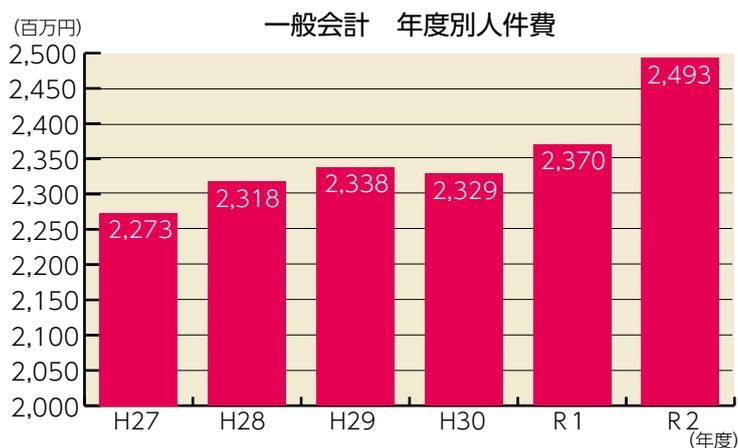


表3 人件費の状況 (令和2年度決算統計)

区 分	歳出(千円)<A>	人件費(千円)	人件費率(%)<B/A>	
一 般 会 計	20,498,333	2,492,520	12.2	
他 会 計	国民健康保険特別会計	2,426,890	25,897	1.1
	下水道事業特別会計	673,777	15,389	2.3
	介護サービス事業特別会計	484,785	274,275	56.6
	介護保険特別会計	1,205,224	95,086	7.9
	後期高齢者医療特別会計	203,099	16,706	8.2
	病院事業会計	2,891,299	1,121,192	38.8
	水道事業会計	1,372,059	43,624	3.2
合 計	29,755,466	4,084,689	13.7	

※人件費には、各種委員等の特別職に支給する給料および報酬を含みます。

職員の給与

職員の給料は、民間でいう基本給に相当するもので、別海町では職種により5つの給料表に区分しており、毎月支給されている給料、諸手当に加えて民間企業の賞与に当たる期末勤勉手当を合わせたものを給与といたします。令和3年度予算の状況は表4、給料表区分ごとの状況は表5のとおりです。

また、給料表ごとに職務の内容で級を定めており一般行政職の級別職員数の状況は表6、一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額は表7のとおりです。

表4 職員給与費の予算状況 (令和3年度当初予算)

区 分	職員数 (人) A	給 与 費 (千円)				一人当たり 給与費(千円) (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
一 般 会 計	307	1,048,000	189,053	407,000	1,644,053	5,355
下水道事業特別会計	5	12,836	2,883	4,485	20,204	4,041
介護サービス事業特別会計	39	153,493	21,018	58,575	233,086	5,977
病院事業会計	104	452,400	188,394	121,400	762,194	7,329
水道事業会計	7	23,780	6,301	9,527	39,608	5,658
合 計	462	1,690,509	407,649	600,987	2,699,145	5,842

※国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計の給与費は一般会計に含まれます。

※職員手当には退職手当を含みません。

表5 職員の平均給料月額、平均給与月額の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	一般行政職	公務補等の 技能労務職	保健師・看護師 等の医療職	薬剤師等の 医療技術職	医 師
平均給料月額	291,400 円	280,300 円	307,600 円	303,600 円	1,221,600 円
平均給与月額	336,560 円	298,333 円	373,924 円	379,246 円	2,284,729 円
平均年齢	39歳2ヵ月	57歳3ヵ月	41歳3ヵ月	41歳7ヵ月	52歳4ヵ月

表6 一般行政職の級別職員数等の状況

(令和3年4月1日現在)

職務の級	職 務 の 名 称	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事、技師、保育士、教諭、介護員介護支援専門員、社会福祉士、臨床心理士 (以下「主事等」という。)	49	22.3
2級	主事等	33	15.1
3級	1 主査 2 主任、主任保育士、主任教諭、主任介護員、主任介護支援専門員、主任社会福祉士、主任臨床心理士 (以下「主任等」という。) 3 主事等	44	20.1
4級	1 主幹、支所次長、園長、副館長 (以下「主幹等」という。) 2 主査 3 主任等	42	19.2
5級	1 部次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長 (以下「部次長等」という。) 2 課長、支所長、老人保健施設すこやか事務長、出納室長、館長 3 主幹等	39	17.8
6級	1 部長、病院事務長、会計管理者、議会事務局長 2 部次長等 3 指導参事	12	5.5

表7 一般行政職の初任給と経験年数別・学歴別平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区 分	学歴別	初 任 給	経験年数ごとの平均給料月額		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
令和3年度	大 卒	182,200 円	268,352 円	313,575 円	365,471 円
	高 卒	150,600 円	228,760 円	270,250 円	311,700 円
令和2年度	大 卒	182,200 円	265,457 円	319,829 円	364,275 円
	高 卒	150,600 円	229,156 円	272,200 円	317,971 円

特別職などの報酬等

町長など特別職の報酬等は表8のとおりです。

町長、副町長、教育長の報酬月額は、平成19年7月1日から、5%から10%の削減をしていましたが、平成29年3月31日をもって削減を終了しています。

表8 特別職の報酬等の状況

(令和3年4月1日現在)

区 分	給料月額(円)	期 末 手 当	区 分	報酬月額(円)	期 末 手 当
町 長	847,000	6月期 1.90月分 12月期 2.45月分 計 4.35月分	議 長	306,000	6月期 1.25月分 12月期 3.10月分 計 4.35月分
副町長	679,000		副議長	246,000	
教育長	611,000		常任委員長	234,000	
			議 員	222,000	

職員の諸手当

職員の扶養手当など、一定の要件を満たすことによって支給される手当は表9のとおりです。

表9 職員手当の状況

(令和3年4月1日現在)

区分	内容	金額等(円)	区分	内容	金額等(円)	
扶養手当	配偶者	6,500	広域異動手当	実務研修のため国または北海道等の機関に派遣した職員に対し、給料と扶養手当合計額に異動距離に応じた率の相当額を支給		
	配偶者以外	扶養親族たる子				10,000
		扶養親族たる父母等				6,500
	16歳から22歳までの子の加算(特定扶養)	5,000				
住居手当	持家	10,000	期末・勤勉手当	6月期	期末手当 1.275月分	計 2.225月
	借家	家賃が16,000円を超える借家等の場合、家賃の額に応じて支給			限度額 28,000	
12月期				期末手当 1.275月分		計 2.225月
	勤勉手当 0.95月分					
通勤手当	通勤片道距離(自動車等)	2km以上から5km未満	2,000	寒冷地手当	勤務上の段階、職務の等級により加算措置(5~15%)	
		5km以上から10km未満	4,200			
		10km以上から15km未満	7,100			
		15km以上から20km未満	10,000			
		20km以上から25km未満	12,900			
		25km以上	15,800			
管理職手当	医師職	給料の100分の18	退職手当	退職の日における給料月額に勤続期間と退職事由に応じた一定の支給率を乗じた額		
	部長職	60,000				
	部次長職	50,000				
	課長職	46,000				
	主幹職	37,000				
特殊勤務手当	勤務が危険、不快、不健康または困難な業務に従事する職員に支給		世帯主	扶養親族のある職員	26,380	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に支給			その他の世帯主である職員	14,580	
				その他の職員	10,340	
			勤続年数	自己都合	勸奨・定年	
			10年	5.022月分	8.37月分	
			20年	19.6695月分	24.586875月分	
			25年	28.0395月分	33.27075月分	
			35年	39.7575月分	47.709月分	
			最高限度	47.709月分	47.709月分	

ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すもので、本町の状況は表10のとおりです。

類似団体平均とは、本町と人口規模、産業構造が類似している地方公共団体のラスパイレス指数を単純平均したものをいいます。

表10 ラスパイレス指数の状況

(令和2年4月1日現在)

	ラスパイレス指数
別海町	97.4
類似団体平均	95.7
全国町村平均	96.4

問合せ/総務課 人事厚生担当 (内線2114・2115)